

第1回 金沢市駐車場適正配置審議会 議事要旨

委 員：今年度の金沢市駐車場適正配置審議会は、国の駐車場法とその施行令の改正及び施行が迫っており、それに関する金沢市の条例改正に関する審議が、今年度の主なミッションである。それに関する審議は次回以降になると思うが、まず今回はこれまでの金沢市の交通政策に関し振り返りたい。それでは次第に基づき審議を進める。議題の2について、事務局より一括して説明をお願いする。

事務局：資料説明

1. 金沢市駐車場適正配置審議会事項及びスケジュール
2. 金沢市の交通政策
3. 国・金沢市の駐車場関連施策の概要

委 員：主に金沢市の交通施策、それから駐車場施策、この大きく2つを説明いただいたと思う。ただいまの説明について、何か意見があれば挙手をお願いする。

委 員：駐車場の量的整備から質的整備への転換という説明があったが、この質的整備は具体的にどういうものを指しているのか説明してほしい。

事務局：これまで金沢市は駐車場が足りないという問題意識に基づき、量的な整備を進めてきたが、金沢市のまちなかの道路は大変狭く、公共交通利用を促すため、量的な整備から質的な整備への転換を進めている。質的な整備の取組としてはパークアンドライドの推進や、附置義務条例の緩和による駐車場の整備抑制が挙げられる。方針として公共交通を使うことで必要以上の駐車場整備を抑制する考え方であり、それが量的な整備から質的な整備への転換だと考えている。

委 員：今後議論を深めていく上で、国として駐車場法が改正され、それが共同住宅に対する附置義務を課すことであると理解しているが、その背景を説明していただくと、どういう状況があつてこのような施策になったか、皆が理解しやすいと思う。

事務局：スライド5で簡単に説明したが、より詳しく説明する。

国の駐車場に関する様々な検討会で、都心にある、いわゆるタワーマンションが問題視されており、これは駐車場法上でいうと共同住宅となる。現在、附置義務条例上では、共同住宅において、荷捌き駐車場は整備不要という規定になっている。ただし、タワーマンションでは、1棟で何百戸とあるケースが多く、配送業者などが配達する際に荷捌き駐車場が敷地内にない場合、近くのコインパーキングの利用や、路上駐車になるなど、運送会社に多大な負担をかけているという意見があつたようである。その背景のもと、

令和 6 年の規制改革推進会議において有識者より、共同住宅である超高層マンションにおいてもしっかりと荷捌きスペースを設けることが運送会社にとって必要なのではないかという指摘があったと認識している。駐車場を確保するための根拠となる法律、条例は何かということで、駐車場法の改正に至ったと認識している。

委 員：要するに業務用ではなく、宅配目的による受け渡しのため、そのトラックの荷捌き場が問題になっているということでよいか。

事務局：おっしゃる通りである。附置義務条例上、今まで荷捌き駐車場を確保しなくとも良いという法律になっているので、それを義務化することによって、確保を促すことが目的である。

委 員：それは新築の建物に対してのことか。既存の建物に対しても同様の制約がかかるのか。

事務局：令和 8 年 4 月にこの法律が施行されることになっている。本市もどのように運用していくかは今後検討が必要だが、基本的にはそれ以降に新築されるものが対象となる。既存のものが不適格となるかというと、建築当時問題なかったものを今更直す、ということにはならないと思われる。

委 員：委員の所属は経済同友会であるが、本業は不動産会社である。共同住宅に荷捌きスペースを設けなさいということについて、それは現実的に可能なのか。オーナーの立場からすると、1 台でも駐車スペースを増やすことで収益を上げる、という事業計画を立てることが一般的である。分譲マンションなど、ある程度の戸数があれば可能であるが、例えば 3、4 戸程度のアパートで荷捌き駐車場をとりなさい、というのは少し非現実的ではないかと感じる。ある程度の戸数、100 戸、200 戸等あるところでは可能のかなと感じる。

事務局：国も雛形として駐車場標準条例を作っている。その中で、延べ床面積や戸数を目安にすべきという指針があるため、ご意見にもあるように、小規模戸数で確保しなければいけないのかというところは、国の標準条例を見て判断していくことになると思われる。ただし、3、4 戸の規模に対しては対象とならないだろうと思う。第 2 回審議会で、駐車場標準条例の内容や、金沢市において、例えば該当する建物の規模を、数値的に示しながら議論させていただき、附置義務条例の改正に向かっていきたいと考えている。

委 員：まちなかのアパートでは近隣で駐車場を借りなければならぬことが多い。公共交通も発達しているが 1 室に 1 台、あるいは 1 人 1 台という感じであり、アパート・マンションの建築計画を進めている。アパートの荷捌き駐車場設置について、そこまで大きなアパートはこれまでないため、やはり従来通り、道路上に車を停めて、宅配員さんが各戸へ配達される感じだと思う。タワーマンションについても、金沢では、例えば都市再生緊急整備地域等での開発については特別な事例であって、実際に市内においてそのような大規模マンション、タワーマンションができるることは少ないと思われるし、大概来客用に 1 台ぐらい駐車場を確保していると思う。管理会社の方針もあるだろうが、そこに宅配などの車を停めていただいても構わないとされれば、駐車場確保について義務化を

進めなくともよいのではないかと思う。

事務局：事業者視点のそのようなご意見は必要だと思う。ただし、金沢市として路上駐車をできるだけなくしたいという思いもあり、運送会社の方に気を遣わせるところも配慮しなければいけない事項だと考えている。先ほども申し上げたが、金沢市において標準条例を適用した場合に、どの程度の規模になるか、どれくらいの建物が影響を受けるのか等、十分整理をした上で、第2回審議会で提示したいと考えている。

委員：概ね意見が出揃ったようである。議論、意見ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しする。